

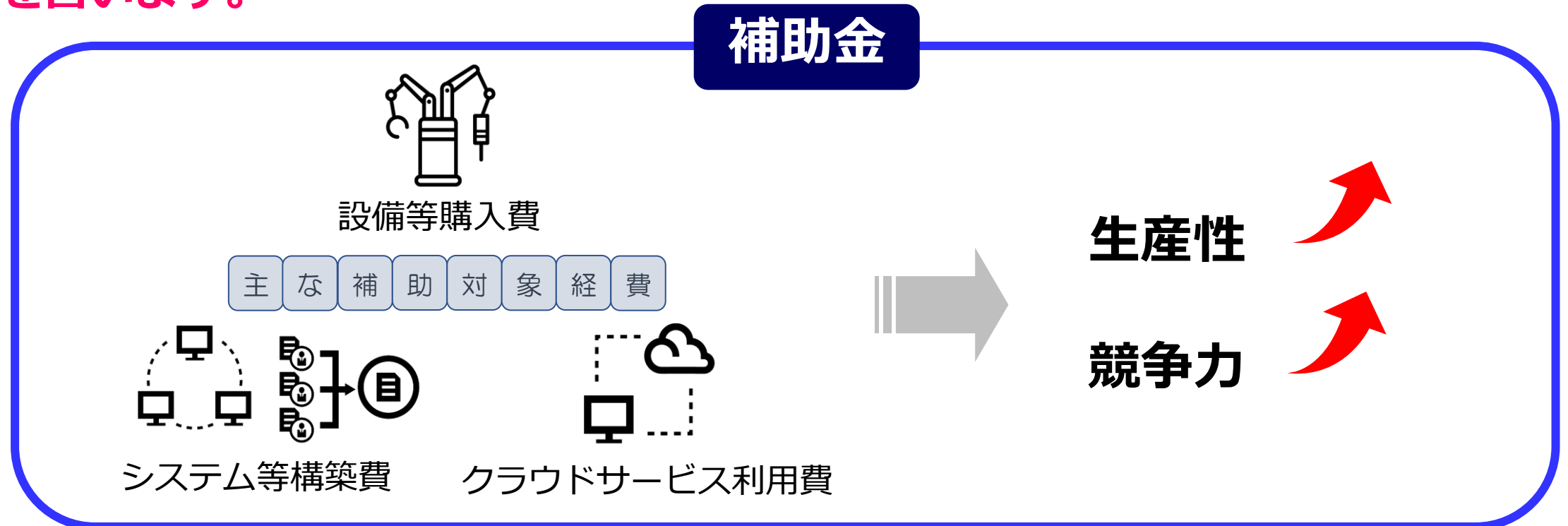
中小企業デジタル化促進事業補助金 制度説明

公益財団法人 岡山県産業振興財団
中小企業デジタル化促進事業補助金事務局

1 中小企業デジタル化促進事業補助金の概要

県内中小企業のデジタル技術を効果的に活用した**新たなビジネスモデルや付加価値等の創出による生産性の向上と競争力の強化のため**、デジタル技術を活用した事業計画に基づいた設備の導入等を行う県内中小企業者に対し、導入に必要な経費の一部を補助します。

※本事業における「デジタル化」とは、デジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルや付加価値等を創出することで、生産性の向上と競争力の強化を実現することを言います。



2 補助対象者

①岡山県内に事業所等を有する中小企業者

中小企業者：次の資本金・出資金の額又は従業員数を満たす会社（中小企業支援法第2条第1項）

業 種	資本金・出資の額	従業員数(常時雇用)
製造業、建設業、運輸業、 ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他（上記以外）	3億円以下	300人以下

※個人事業主も補助対象になりますが、開業届を提出している必要があります

2 補助対象者

- ② **みなし大企業でないこと**
- ③ **役員等が岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと**
- ④ **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと**
- ⑤ **県税に未納がないこと**
- ⑥ **訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者でないこと**

2 補助対象者

- ⑦ 既存の設備等に改良等を加える事業計画であるときは、その当該設備の所有者であること（資産計上されるものに限る）
- ⑧ 次の補助事業で採択された事業者でないこと
 - ・ 岡山県デジタル化推進（生産性向上）モデル事業補助金
 - ・ 岡山県デジタル化推進（経営革新）事業補助金

※上記の他、知事が適当でないと判断する場合は補助対象者と認められない場合があります。

3 補助率・補助対象経費

◆補助率等

補助率：1 / 3 以内

補助限度額：上限 5 0 0 万円 下限 1 0 0 万円

どのような経費が対象となるかはご相談ください！

◆補助対象経費（例示）

経費区分	内訳
①設備等購入費	設備、機械装置等の購入、製作、借用又は改良及び据付けに要する経費
②システム等構築費	情報システム、ソフトウェアの購入、開発、構築、借用又は改良に要する経費
③クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費
④技術指導費	①～③で導入した設備等の技術指導等に係る研修の開催や講師等への謝礼に要する経費
⑤外注委託費	①～③で導入した設備等の技術指導費に係る専門家へのコンサルティング委託等に要する経費

合計額は補助対象経費全体の20%以内

3 補助対象経費

◆対象外経費

- 汎用性の高い物品等に要する経費
- 機能向上を伴わない修理、更新等に要する経費
- 設備等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
- 消耗品（取得価格が税抜10万円未満または耐用年数1年未満のもの）
- 公租公課、保険料、手数料
- 保守・点検に要する経費
- 申請書作成に要する経費
- 人件費、旅費、宿泊費
- 支払利息及び遅延損害金
- 申請者の関連会社又は代表者の親族から購入等した経費
- 国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- 自社で所有していない物（リース物件等）及び他の補助事業で整備されたもので減価償却期間が到来していない物等の改良に係る経費
- 建物、建物附属設備、構築物の購入等に要する経費
- 中古品の購入に係る経費

詳細は募集要項・
Q&Aをご覧ください。

4 補助対象期間

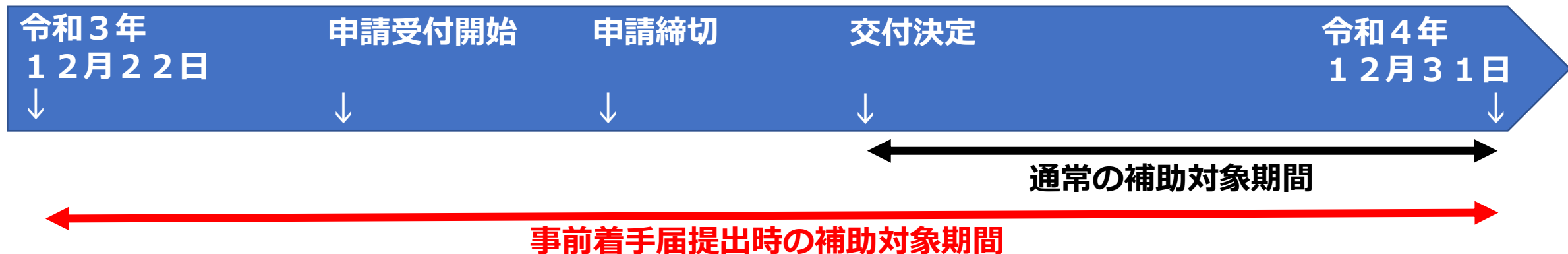
◆ 次の期間内に支払った（決済した）経費等を補助

交付決定の日から令和4年12月31日（土）まで

【事前着手について】

令和3年12月22日から交付決定日の前日までの間に行われた事業に要する経費についても、以下の要件を満たすことで補助対象となる場合があります。

- ・ 事前着手届の提出
- ・ 知事が適正と認めた場合



5 補助事業者の選定

◆ 審査項目

項目	着眼点
自社の現状分析の妥当性	自社の強み・弱みを明確に把握できているか。
市場・競合の分析の妥当性	市場の動向や競合の状況等を具体的に分析できているか。
生産性向上に向けて設定する課題の妥当性	現状分析に基づき、生産性向上に向けた課題を設定できているか。
デジタル化の有効性	デジタル化の取組が、生産性向上に向けて設定した課題の解決に寄与する内容となっているか。
実施事業の優位性	実施事業が競合他社に対して優位性を有し、競争力の強化に寄与しているか。
生産性向上に向けて期待される効果	実施事業が自社の生産性向上に寄与しているか。
事業の実施体制	デジタル化に対する経営者の理解や、事業を実施する体制、責任者の明確化等の実施体制は整っているか。
自社の財務状況	直近の財務状況から、補助事業が適切に遂行できると期待できるか。金融機関等からの十分な資金の調達が見込まれているか。

5 補助事業者の選定

◆評価点項目

項目	着眼点
デジタル化の取組（モデル的な効果）	県内中小企業にとってモデル的な取組となっているか。
デジタル化の取組（経済的な効果）	デジタル化による経済的な効果があるか。
新型コロナウイルスの影響度	新型コロナウイルス感染症により、売上高減少の影響があったか。

◆その他注意事項

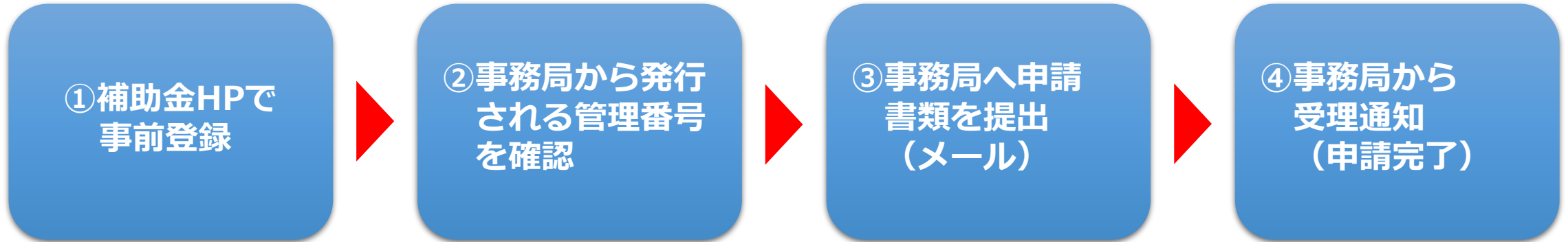
以下の場合は、内容によらず不採択となることがあります。

- ・ 必要書類が提出されていない場合
- ・ 必要な項目に未記入がある場合

選定委員会での選定を経て、予算の範囲内で補助事業者を選定します。

6 応募書類の提出について

(1) 申請の流れ



(2) 受付期間

事前登録 : 令和4年2月 1日 (火) ~ 3月22日 (火)

申請書受付 : 令和4年2月15日 (火) ~ 3月22日 (火) ※17時必着

6 応募書類の提出について

(3) 事前登録

- ・以下の事務局ホームページから、事前登録を必ず行ってください。
https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/2480.html
- ・登録完了後、事務局から事前登録完了及び管理番号の通知をメールで行います。
- ・管理番号は交付申請に必要なほか、事務局への問い合わせの際に必要なとなります。

(4) 提出方法

メール（郵送、持込みによる申請は不可）

(5) 提出先

〒701-1221

岡山市北区芳賀5301テクノサポート岡山3F

中小企業デジタル化促進事業補助金事務局

（公益財団法人 岡山県産業振興財団）

TEL : 086-286-9651

E-mail : dxsokushin@optic.or.jp

6 応募書類の提出について

(6) 提出書類 **メール**で提出

- ① 交付申請書（様式第2号）（Excelファイル※）
 - ② 別紙1 申請者概要（Excelファイル※）
 - ③ 別紙2 補助事業計画書（Wordファイル）
 - ④ 別紙3 補助金経費明細書（Excelファイル※）
 - ⑤ 経費の積算根拠がわかる資料 – 見積書(原則2者以上)、**カタログ**又は**仕様書**、**注文書**又は**契約書**(事前着手の場合)
 - ⑥ 誓約書（暴力団排除関係）
 - ⑦ 企業の役員名簿（法人のみ）
 - ⑧ 直近1期分の決算書の写し（個人事業主は青色申告決算書の写し）
 - ⑨ (法人の場合) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
(個人事業主の場合) 開業届の写し（税務署の受付印があるもの）
 - ⑩ 売上高を確認できる書類（2021年4月～12月の任意の3ヶ月と2019年の同3ヶ月の合計売上高の比較ができる書類）
 - ⑪ 県税に未納がないことの証明書（完納証明書）又は 徴収の猶予を受けている証明書
 - ⑫ 許可、登録等を要する業種にあってはその書面の写し
 - ⑬ (事前着手をする場合) 様式第1号「事前着手届」
 - ⑭ (設備等の改修の場合) 減価償却明細書（対象設備が確認できる部分）の写し
 - ⑮ 申請書類チェックリスト（Excelファイル）
- その他参考となる資料（補助事業の内容がわかる資料）

※一つのExcelファイル内で、シートを分けています。

※⑤～⑭はPDFデータで提出してください。

7 スケジュール

<補助金交付申請の手続き>

時期	申請者	事務局 (公財) 岡山県産業振興財団	岡山県
2月1日~	事前登録開始		
	①事前登録	→	②管理番号の発行
2月15日~	申請受付開始		
	③交付申請書提出	→	受付・確認 →
3月22日	事前登録・申請受付締切		
	④補助事業者の選定		
4月中旬頃	⑥補助事業開始	←	⑤交付決定

7 スケジュール

<補助事業完了後の手続き>

時期	申請者	事務局 (公財) 岡山県産業振興財団	岡山県
<p>事業完了後 15日以内 又は <u>令和5年 1月13日</u>の いずれか早い 日まで</p>	<p>補助事業完了 <u>※令和4年12月31日まで</u></p> <p>⑦実績報告書の提出</p> <p>⑩請求書の提出</p>	<p>受付・確認</p> <p>⑧完了検査の実施</p>	<p>⑨補助金の額の確定</p> <p>⑪補助金の交付</p>

8 相談対応窓口

申請相談窓口・デジタル化相談窓口を開設します！

①申請に関する相談窓口

完全予約制

相談日時

令和4年2月1日（火）～3月22日（火）
平日 9:00～16:00（12:00～13:00は除く）

相談場所

テクノサポート岡山 研修棟 研修室2
〒701-1221 岡山市北区芳賀5301

予約方法

右記申込先へ電話でお申し込みください。

※相談時はマスクの着用等の感染防止対策をお願いします。

※咳や発熱、風邪症状、だるさなど体調がすぐれない場合はご遠慮ください。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンライン窓口等に変更する場合があります。

〈申込先〉

中小企業デジタル化促進事業補助金事務局

TEL：086-286-9651

②デジタル化に関する相談窓口

完全予約制

デジタル化に関してお悩みの方に対し、専門家によるオンライン相談窓口（ZOOM）を開設します。

予約方法

相談をご希望の方は、下記HPからお申し込みください。（相談日時等詳細はHP参照）

https://cloudform.jp/optic/form_detail/index/418.html

こちらからも確認できます→



9 デジタル化に関する参考

デジタル化に関する参考資料（※経済産業省HP引用）

- DX推進ガイドライン

- ・DXを推進するためのガイドライン

<https://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181212004/20181212004-1.pdf>

- デジタルガバナンス・コード

- ・DXを進める上で実践すべき事柄

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/dgs5/pdf/20201109_01.pdf

- DX推進指標

- ・DXを推進するための指標

<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190731003/20190731003-2.pdf>

※上記はデジタル化に関する基本情報として参考にしてください。

必ずしも参考資料の内容や事例が本事業における「デジタル化」の要件を満たすとは限りません。

詳しくは本事業の募集要項、Q & Aをご確認ください。